

## 2024年6月より当院は「医療DX 推進体制整備加算」及び「医療情報取得加算」を算定しています

当院は診療情報と保険情報を取得活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。  
正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証（マイナンバーカード）の利用にご協力をお願いします。

※マイナ保険証の提示や診療情報取得等に同意された場合は初診または再診時の窓口負担金額が減額となる場合があります。  
毎回の診察ごとにマイナ保険証の提示は必要です。

### 医療DX 推進体制整備加算(2024年6月より)

オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備し、また、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入し、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を確保している保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療DX 推進体制整備加算として、月1回に限り8点を所定点数に加算する。

- ◆医療DX 推進体制整備加算(医科) 8点
- ◆医療DX 推進体制整備加算(歯科) 6点

### 医療情報取得加算(2024年6月より)

オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備している保険医療機関を受診した場合、次の条件により医療情報取得加算を所定点数に加算する。

- ◆医療情報取得加算2(初診時) 1点
- ◆医療情報取得加算4(再診時) 1点 3月に1回
  - マイナ保険証を提示し、特定健診情報や薬剤情報等の診療情報提供に同意された場合
  - マイナ保険証の提示に関わらず、他の医療機関からの診療情報の提供がある場合

- ◆医療情報取得加算1(初診時) 3点
- ◆医療情報取得加算3(再診時) 2点 3月に1回
  - マイナ保険証の提示がなかった場合
  - マイナ保険証の提示はあったが、特定健診や診療情報の提供に同意されなかった場合

